

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第62号 宇治市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務課) …2

告 示

- 告示第124号 平成30年12月宇治市議会定例会の招集……………(行政経営課) …2

訓 令 甲

- 訓令甲第8号 宇治市公文例規程の一部を改正する規程……………(総務課) …2

公 告

- 公告第59号 国土調査による地図及び簿冊の作成……………(建設総務課) …2

公 営 企 業

- 公告第24号 宇治都市計画下水道事業の施行……………2
- 公告第25号 宇治都市計画下水道事業の変更認可に係る図書の縦覧……………2
- 公告第27号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………3

宇治市長 山本 正

規 則

宇治市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年12月7日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第62号

宇治市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則
宇治市情報公開条例施行規則(平成17年宇治市規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表の備考第1項中「、日本工業規格」を「、日本産業規格」に、「まで」を「以下の大きさ」に改める。

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

告 示

宇治市告示第124号

平成30年12月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条及び第102条の規定により、平成30年12月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

平成30年11月27日

宇治市長 山本 正

- 1 期 日 平成30年12月4日
2 場 所 宇治市議場

(揭示済)

訓 令 甲

宇治市訓令甲第8号

宇治市公文例規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年12月7日

宇治市長 山本 正

宇治市公文例規程の一部を改正する規程

宇治市公文例規程(昭和48年宇治市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

別表の第4の部第1項本文中「、日本工業規格」を「、日本産業規格」に改め、「(182mm×257mm)」、「(257mm×364mm)」、「(210mm×297mm)」及び「(297mm×420mm)」を削る。

附 則

この規程は、平成31年7月1日から施行する。

公 告

宇治市公告第59号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

宇治市平尾台三丁目地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成30年11月29日

- 1 地図及び簿冊の名称
平尾台三丁目の地籍図原図及び地籍簿原案
2 閲覧期間
平成30年11月30日から同年12月19日まで(土曜日及び日曜日を除く。)
3 閲覧場所
宇治市建設部建設総務課
4 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、宇治市長に対し、訂正の申出をすることができる。
5 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
7 閲覧は、期間中の8時30分から17時15分までの間とする。
(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第24号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項による宇治都市計画下水道事業の認可の告示(平成30年京都府告示第653号)があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告します。

平成30年11月27日

宇治市長 山本 正

- 1 施行者の名称
宇治市
2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
宇治市公共下水道
3 事務所の所在地
宇治市宇治琵琶33番地
宇治市上下水道部下水道計画課
4 事業施行期間
昭和53年3月10日から平成36年3月31日まで
5 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
京都府宇治市五ヶ庄雲雀島、西田、谷前、高車、尼ヶ塚、轟、葛森及び大八木島、槇島町大島並びに菟道車田及び丸山において事業地を変更する。
(揭示済)

宇治市上下水道事業公告第25号

京都府から宇治都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、宇治市上下水道部下水道計画課において縦覧に供します。

平成30年11月27日

宇治市長 山本 正

- 1 施行者の名称
宇治市

2 都市計画事業の種類及び名称

宇治都市計画下水道事業

宇治市公共下水道

3 縦覧場所

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市上下水道部下水道計画課

(揭示済)

宇治市上下水道事業公告第27号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

平成30年12月7日

宇治市長 山本 正

指定番号 第366号 木田工業

